

第40号議案

八王子市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例設定について

八王子市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年2月24日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

八王子市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(基本方針) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。 5～7 (略)	(基本方針) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 責任者の設置その他の 必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。 5～7 (略)
<u>(勤務体制の確保等)</u> <u>第14条 センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</u> <u>2 センターは、当該センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u> <u>3 センターは、職員の資質の向上のため、</u>	

外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

4 センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第 15 条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 17 条 (略)

2 センターは、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第 21 条第 1 号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(定員の遵守)

第 14 条 (略)

(衛生管理等)

第 15 条 (略)

2 センターは、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。

(3) 当該センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(秘密保持等)

第18条 (略)

(苦情解決)

第19条 (略)

(事故発生時の対応)

第20条 (略)

(虐待の防止)

第21条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第22条 (略)

2 (略)

3 センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第23条 (略)

2 センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) **第19条第2項**に規定する苦情の内容等の記録

(3) **第20条第1項**に規定する事故の状況及び処置についての記録

(秘密保持等)

第16条 (略)

(苦情解決)

第17条 (略)

(事故発生時の対応)

第18条 (略)

(非常災害対策)

第19条 (略)

2 (略)

(記録の整備)

第20条 (略)

2 センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) **第17条第2項**に規定する苦情の内容等の記録

(3) **第18条第1項**に規定する事故の状況及び処置についての記録

(委任)
第24条 (略)

(委任)
第21条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八王子市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第16条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなれば」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新条例第21条（第2号に係る部分を除く。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。